

指定管理者制度を導入します

民間能力の活用に向けて

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、これまでの管理委託制度が廃止され、「指定管理者制度」が創設されました。これにより、今後は、民間事業者やNPOなど幅広い団体が、公の施設の管理を行うことができるようになります。

本市においても、現在、管理運営を委託している施設について、指定管理者制度に移行するための準備を進めています。

公の施設とは：地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置し、多くの住民が利用できる施設（文化施設、体育施設、福祉関係施設など）で、庁舎などの公用施設は除きます。



大和総合運動公園



フィッシングパーク光



市民ホール

新旧管理制度の比較

	新（指定管理者制度）	旧（管理委託制度）
受託主体	法人、その他の団体（法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可）	・地方公共団体の出資法人（1/2以上の出資等） ・公共的団体（農協・漁協等） ・公共団体
法的性格	「指定」という行政処分による公の施設の管理権限の委任【管理の代行】	契約に基づく具体的な管理の事務、または業務の執行の委託【公法上の契約関係】
施設の管理権限	指定管理者が有する	地方公共団体が有する
施設の使用許可	条例の定めにより、指定管理者が行うことができる	受託者はできない
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	指定管理者はできない	受託者はできない
施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体

指定管理者制度とは

これまで、公の施設の管理運営は、委託先が市の出資団体または公共的団体などに限定されてきました。しかし、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費の削減、地域の活性化などを目的に「指定管理者制度」が創設され、民間事業者やNPOなど幅広い団体が、公

これまでの取り組み

指定管理者制度の創設により、市では、150余の公の施設について、個々の施設ごとに直営による管理とするか、指定管理者制度を導入するかを検討してきました。そして、現在、管理運営を委託している施設のうち左表の20施設について、平成18年4月から指定管理者制度に移行するものとし、今年6月の議会において、各施設の設置条例等の改正を行いました。

平成18年4月から指定管理者による管理となる施設

施設名	現在の委託先
市民ホール	光市文化振興会
文化センター	光市文化振興会
ふるさと郷土館	光市文化振興会
総合体育館	光市スポーツ振興会
勤労者体育センター	光市スポーツ振興会
身体障害者体育施設（サンアビ）	光市スポーツ振興会
光スポーツ公園	光市スポーツ振興会
大和総合運動公園	大和都市公園協会
西部在宅介護支援センター	社会福祉法人光富士白苑
東部在宅介護支援センター	社会福祉法人光寿福祉会
しまた在宅介護支援センター	医療法人愛命会
西部憩いの家	光市社会福祉協議会
東部憩いの家	光市社会福祉協議会
三島憩いの家	光市社会福祉協議会
牛島憩いの家サービスセンター	光市社会福祉協議会
やまとふれあいセンター	光市社会福祉協議会
身体障害者サービスセンター	社会福祉法人ひかり苑
牛島診療所	牛島衛生組合
フィッシングパーク光	光漁業協同組合
テクノキャンパス研修センター	周南コンピュータ・カレッジ

制度導入にあたって

指定管理者の選定にあたっては、『公募』を原則としますが、このたび「指定管理者制度」に移行する施設については、公募が難しい特別な事情がある施設や、現在、管理を委託している市の出資法人等の外郭団体の設立経緯・組織体制の状況などから、これまでの受託者を、当面、指定管理者として選定することが必要な場合もあります。

また、現在、直営で管理を行っている冠山総合公園や伊藤公資料館、公民館など、130余の施設については、委託の受け皿となる団体の育成をはじめ、民間事業者の動向などを見ながら、「民間にできることは民間に」の基本理念のもと、引き続き、制度導入の適否を検証し、指定管理者制度への移行も検討していくこととなります。

今後のスケジュール等

市では、今後、庁内の「指定管理候補者選定委員会」で、候補者を選定し、12月議会に係る議案を提出することとしています。

議会での議決を経て、18年4月から指定管理者による管理に移行しますが、施設を利用される市民の皆さんの利用手続きなどは、これまでと

同じです。

また、施設利用者の個人情報などについても、これまでと同様に厳密な取り扱いを徹底することとしています。

なお、指定管理者制度の概要などについて、出前講座「創りんく光」に新たなメニューを追加しましたので、公の施設の管理運営の受託に関心のある団体等の方は、お気軽にお申し出ください。

問合せ 行政改革推進室0833(72)1400

移行までの流れ

